

大阪市市税条例等の一部を改正する条例案

(大阪市市税条例の一部改正)

第1条 大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(災害による被害を受けた者に対する市民税の減免)</p> <p>第56条 災害による被害を受けた者のうち市民税の全額負担に堪えることが困難であると市長が認めるものに対しては、申請に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、市民税を減免する。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 第17条第1項第1号に掲げる者のうち、災害により住宅又は家財につき損害を受けたもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる減免</p> <p>ア 損害額の住宅又は家財の価格に対する割合が10分の7以上の者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる減免</p> <p>〔(7)・(i) 略〕</p> <p>イ 損害額の住宅又は家財の価格に対する割合が10分の5以上10分の7未満の</p>	<p>(災害による被害を受けた者に対する市民税の減免)</p> <p>第56条 〔同左〕</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) 〔同左〕</p> <p>ア 損害額の住宅及び家財の価格に対する割合が10分の7以上の者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる減免</p> <p>〔(7)・(i) 同左〕</p> <p>イ 損害額の住宅及び家財の価格に対する割合が10分の5以上10分の7未満の</p>

者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる減免

〔(7)～(9) 略〕

ウ 損害額の住宅又は家財の価格に対する割合が10分の3以上10分の5未満の者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる減免

〔(7)～(9) 略〕

〔(3) 略〕

〔2～4 略〕

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の個人の市民税の医療費控除の特例)

第10条の2 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第25条の規定による控除については、その者の選択により、同条第1項中「同項」とあるのは「同項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条 [略]

〔2～22 略〕

23 法附則第15条第46項の条例で定める割合は、3分の1とする。

24 [略]

者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる減免

〔(7)～(9) 同左〕

ウ 損害額の住宅及び家財の価格に対する割合が10分の3以上10分の5未満の者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる減免

〔(7)～(9) 同左〕

〔(3) 同左〕

〔2～4 同左〕

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の個人の市民税の医療費控除の特例)

第10条の2 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第25条の規定による控除については、その者の選択により、同条第1項中「同項」とあるのは「同項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条 [同左]

〔2～22 同左〕

[新設]

23 [同左]

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第25条 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が法附則第17条の2第1項の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる価格を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第78条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の法附則第17条の2第1項に規定する修正価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は同項に規定する令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第78条の規定にかかわらず、法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

3 前2項の規定の適用を受ける土地（令和5年度分の固定資産税について第1項の規定の適用を受けるに至った場合における当該土地を除く。）に対して課する令和4年

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第25条 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が法附則第17条の2第1項の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる価格を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第78条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の法附則第17条の2第1項に規定する修正価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は同項に規定する令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第78条の規定にかかわらず、法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

3 前2項の規定の適用を受ける土地（令和2年度分の固定資産税について第1項の規定の適用を受けるに至った場合における当該土地を除く。）に対して課する令和元年

度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、第81条中「第78条」とあるのは「附則第25条第1項又は第2項」とする。

- 4 令和5年度分の固定資産税について第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する令和5年度分の固定資産税に限り、第81条中「第78条」とあるのは「附則第25条第1項」とする。

(通常市街化区域農地に対して課する令和元年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第28条 [略]

[2・3 略]

- 4 令和4年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地（第6項又は第7項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。）については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第4項に定めるところによる。

- 5 令和4年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地（次項又は第7項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。）については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第5項に定めるところによる。

- 6 令和5年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第6項に定めるところによる。

度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、第81条中「第78条」とあるのは「附則第25条第1項又は第2項」とする。

- 4 令和2年度分の固定資産税について第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する令和2年度分の固定資産税に限り、第81条中「第78条」とあるのは「附則第25条第1項」とする。

(通常市街化区域農地に対して課する令和元年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第28条 [同左]

[2・3 同左]

- 4 令和元年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地（第6項又は第7項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。）については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第4項に定めるところによる。

- 5 令和元年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地（次項又は第7項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。）については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第5項に定めるところによる。

- 6 令和2年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第6項に定めるところによる。

7 令和5年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第7項に定めるところによる。

(田園住居地域内市街化区域農地に対して課する令和元年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第28条の2 [略]

[2・3 略]

4 令和4年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地(第6項又は第7項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。)については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2の2第4項に定めるところによる。

5 令和4年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地(次項又は第7項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。)については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2の2第5項に定めるところによる。

6 令和5年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2の2第6項に定めるところによる。

7 令和5年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地については、

7 令和2年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第7項に定めるところによる。

(田園住居地域内市街化区域農地に対して課する令和元年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第28条の2 [同左]

[2・3 同左]

4 令和元年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地(次項又は第6項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。)については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2の2第4項に定めるところによる。

[新設]

5 令和2年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2の2第5項に定めるところによる。

6 令和2年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地については、

附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2の2第7項に定めるところによる。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第33条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の第113条の2第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第116条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

2 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第116条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

3 法附則第30条第3項各号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽

附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2の2第6項に定めるところによる。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第33条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の第113条の2第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第116条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 同左]

2 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第116条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車~~が~~令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 同左]

3 法附則第30条第3項各号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽

自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち、3輪以上のものに対する第116条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<sup>が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</sup>

[表 略]

- 4 法附則第30条第4項各号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第116条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<sup>が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</sup>

[表 略]

[5 略]

自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち、3輪以上のものに対する第116条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<sup>が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車<sup>が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</sup></sup>

[表 同左]

- 4 法附則第30条第4項各号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第116条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<sup>が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車<sup>が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</sup></sup>

[表 同左]

[5 同左]

6 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第116条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 [新設]

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車に対する第116条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 [新設]

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車に対する第116条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を [新設]



<p><u>受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車</u> <u>令和4年4月1日から令和5年3月31日ま</u> <u>での間に初回車両番号指定を受けた場合に</u> <u>は令和5年度分の軽自動車税の種別割に限</u> <u>り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定</u> <u>中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同</u> <u>表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第45条の4 [略]</p> <p><u>2 市民税の所得割の納税義務者が前年の</u> <u>所得税につき新型コロナウイルス感染症特</u> <u>例法第6条の2第1項の規定の適用を受け</u> <u>た場合における附則第13条第1項の規定の</u> <u>適用については、同項中「令和15年度」と</u> <u>あるのは「令和17年度」と、「令和3年」と</u> <u>あるのは「令和4年」とする。</u></p>	<p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第45条の4 [同左]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

第2条 大阪州市税条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第19条 法第295条第3項に規定する条例で定める金額は、350,000円に法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものの同一生計配偶者及び<u>扶養親族</u>(<u>年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族</u>)に限る。以</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第19条 法第295条第3項に規定する条例で定める金額は、350,000円に法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものの同一生計配偶者及び<u>扶養親族</u>の数に1を加えた数を乗じて得た金額に、10万円を加</p>

下この条において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に、10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額)とする。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者であって、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

[(1)~(3) 略]

[2~5 略]

附 則

算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額)とする。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

[(1)~(3) 同左]

[2~5 同左]

附 則

(新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定

[削る]	資産税の課税標準の特例) <u>第45条の6</u> 法附則第64条の条例で定める割合は、0とする。
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

(大阪州市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 大阪州市税条例の一部を改正する条例（令和2年大阪市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第2条 大阪州市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>[略]</p> <p>第55条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「又は各連結事業年度」を削り、「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、同条第3項中「又は各連結事業年度」を削り、「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8</p>	<p>第2条 大阪州市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>[同左]</p> <p>第55条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「又は各連結事業年度」を削り、「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、同条第3項中「又は各連結事業年度」を削り、「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8</p>

第38項」に改め、同条中第6項を削り、同条第7項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第60項」に、「第9項」を「第8項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第8項を第7項とし、同条第9項中「第7項本文」を「第6項本文」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「第7項」を「第6項」に、「第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第75条の4第2項」を「第75条の5第2項の規定により同項」に改め、「若しくは同法第81条の24の3第1項」を削り、「同法第75条の4第3項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。第14項において同じ。）」を「同条第3項」に、「同法第75条の4第1項」を「同条第1項」に改め、「又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定する期間（同条第2項において準用する同法第75条の4第5項の規定により当該期間として当該指定があったものとみなされた期間を含む。）」を削り、同項を同条第9項とし、同条第11項中「第321条の8第4項、第19項及び第23項」を「第321条の8第31項及び第35項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に、「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項前段」を「第9項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第69項」に、「第7項」を「第6項」に改め、同項を

第38項」に改め、同条中第6項を削り、同条第7項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「第9項」を「第8項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第8項を第7項とし、同条第9項中「第7項本文」を「第6項本文」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「第7項」を「第6項」に、「第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第75条の4第2項」を「第75条の5第2項の規定により同項」に改め、「若しくは同法第81条の24の3第1項」を削り、「同法第75条の4第3項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。第14項において同じ。）」を「同条第3項」に、「同法第75条の4第1項」を「同条第1項」に改め、「又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定する期間（同条第2項において準用する同法第75条の4第5項の規定により当該期間として当該指定があったものとみなされた期間を含む。）」を削り、同項を同条第9項とし、同条第11項中「第321条の8第4項、第19項及び第23項」を「第321条の8第31項及び第35項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に、「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項前段」を「第9項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第7項」を「第6項」に改め、同項を

<p>同条第12項とし、同条第14項中「第10項後段」を「第9項後段」に、「第12項」を「第11項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第13項とする。</p> <p>[略]</p>	<p>同条第12項とし、同条第14項中「第10項後段」を「第9項後段」に、「第12項」を「第11項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第13項とする。</p> <p>[同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中大阪市市税条例附則第10条の2の改正規定 令和4年1月1日
  - (2) 第2条中大阪市市税条例附則第45条の6を削る改正規定 令和5年4月1日
  - (3) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び次項の規定 令和6年1月1日
  - (4) 第1条中大阪市市税条例附則第17条第23項を同条第24項とし、同条第22項の次に1項を加える改正規定 市長が定める日

(市民税に関する経過措置)

- 2 前項第3号に掲げる規定による改正後の大阪市市税条例第19条及び第36条の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 第1条の規定による改正後の大阪市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分（新条例附則第17条第23項の規定を除く。）は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 4 新条例附則第33条の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和3年5月14日提出

大阪市長 松 井 一 郎

## 説 明

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税について新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例措置を令和17年度分まで延長し、固定資産税に係る課税標準の特例措置を講じるとともに、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について適用対象を限定した上で令和4年度分及び令和5年度分に適用する措置を講じ、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。